

京都府農林水産ビジョン（仮称）検討委員会設置要領

平成30年9月3日

30農政第182号 農政課長通知

（目的）

第1条 京都府行政運営の基本理念・原則となる条例（平成22年京都府条例第38号）第4条第1項に基づく新たな総合計画の検討開始を踏まえ、京都府では、農林水産分野の現行計画「農林水産京カプラン」を見直し、京都の強みを生かした新たな「農林水産ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）を検討する。

これまでの農林水産施策の成果や課題、情勢変化や今後のすう勢等を踏まえつつ、学識経験者や農林水産業等に携わる者など幅広い見地からビジョンの検討を進めるため、京都府農林水産ビジョン（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会は、学識経験者、農林水産業者、流通関係者等有識者で構成する。

- 2 委員会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選出する。
- 4 座長は、委員会の議事を運営する。

（委員会の運営）

第3条 委員会は、京都府農林水産部長が招集する。

- 2 京都府農林水産部長は、委員以外に次条に掲げる検討事項に関する各分野において先進的な取組を行っている者や深い見識を有する者を委員会に招へいして、意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、公開を原則とする。

（検討事項）

第4条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）ビジョンの策定に関する事項
- （2）その他必要な事項

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は京都府農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。